

相談

●行政・人権相談所を開設します

行政に関する苦情や意見がある方、または日常生活の中で、困っていることや人権擁護に関するお悩みについて、行政相談委員・人権擁護委員が相談をお受けします。ぜひこの機会をご利用ください。

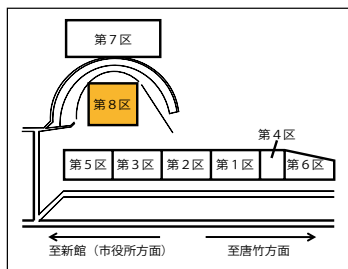
- ▶日時 4月19日(金) 10:00～15:00
- ▶場所 平賀地域/健康センター相談室
尾上地域/尾上総合支所会議室
碓ヶ関地域/碓ヶ関地域福祉センター
- ▶問合せ 市民課 市民係

募集

●新館公営墓地の使用者を募集しています

新館公営墓地は、平成27年に新しい区画として第8区を整備し、使用者の募集をしています。

なお、第1～7区においても空き区画がありますので、お問い合わせください。



【第8区の概要】

- ▶場所 平川市新館東山
- ▶面積 4㎡ (2.0m×2.0m)
- ▶使用料(1区画) 160,000円(1回のみ) ※市外の方は208,000円。
- ▶管理手数料 1,830円(年1回)

【申込方法】

「墓地使用許可申請書」に必要事項を記入押印の上、「本籍記載の住民票(世帯全員の記載があるもの)」を添付してお申し込みください。申請書は市民課窓口にあります。

- ▶申込み・問合せ 市民課 環境衛生係

お知らせ

●自動車税についてのお知らせ

▶自動車税の住所変更届について

自動車税の納税通知書は、原則として自動車検査証(車検証)に記載された住所にお送りしています。

転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。事情により住所の変更登録が出来ない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。
URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>
ページ上段「自動車税住所変更届」をご覧ください。

▶自動車税の口座振替について(6月納期分)

自動車税の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

申込用紙は、各取扱金融機関・中南地域県民局県税部の窓口へ備え付けてありますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、口座振替の申込期限は4月26日(金)です。

- ▶問合せ 中南地域県民局県税部 納税管理課
☎32-4341(直通)

●尾上総合高校 平成31年度「科目履修生」

社会人などを対象として、特定の科目において生徒と同じ授業を聴講する科目履修生を募集します。

- ▶募集人数 若干名

▶応募資格

中学校を卒業した者または平成31年3月に中学校卒業見込みの者で、高等学校などに在籍していない者。

▶募集期間

- 定時制/3月8日(金)～3月22日(金)
- 通信制/4月2日(火)～4月5日(金)

▶聴講する時間帯

- 定時制/月曜日～金曜日 17:15～20:30
- 通信制/日曜日 9:10～16:10

▶聴講許可

出願書類と面接により決定します

▶その他

- ▷聴講できる科目数の上限は3科目(科目数に応じて聴講料が必要)です。
- ▷単位の認定は行いません。

▶問合せ

- 尾上総合高校 定時制課程 ☎57-3500(定時制教頭)
- 尾上総合高校 通信制課程 ☎57-5528(教務部)

●ご存知ですか?「平川市子育てアプリ」

▶平川市子育てアプリとは?

「平川市子育てアプリ」は、子育てをサポートする情報や市内子育て関連施設のマップ、予防接種情報や成長日記機能などを提供するスマートフォン用のアプリです。妊娠～子育て中の方、お孫さんのいらっしゃる方もぜひご利用ください。



■Android用



▶ダウンロード方法

Google PlayまたはApp storeで「平川市 子育て」を検索するか、下記のQRコードを読み取り、ダウンロード画面にアクセスしてください。

※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

- ▶問合せ 子育て健康課 子ども支援係

■iOS用



●軽減税率対策補助金が用意されています

今年の10月1日に予定されている消費税率引上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要になります。

こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。

お早めに対応していただけますようお願いいたします。

- ▶問合せ 軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111
URL <http://kzt-hojo.jp/>



国民年金通信

平成31年度の国民年金保険料は、
月額1万6,410円です

保険料は、毎年度改定されますが平成31年度は前年度より70円引き上げられ、月額1万6,410円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

平成31年度は年金額が引き上げられます

平成31年度の年金額は、平成30年度から0.1%の引き上げとなります。

平成31年度の年金額による支払いは、4月分の年金が支払われる6月からとなります。

平成31年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	平成31年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額)1人分)	65,008円

国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納(割引額)
6か月前納 (平成31年4月～9月分)	98,460円	97,660円 (△800円)
1年前納 (平成31年4月～平成32年3月分)	196,920円	193,420円 (△3,500円)
2年前納 (平成31年4月～平成33年3月分)	395,400円	380,880円 (△14,520円)

※現金納付による6か月および1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申し込みが必要です。

また、現金納付による前納のほか、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。



詳しくは弘前年金事務所または国保年金課年金係にお問い合わせください。

【問合せ】▷弘前年金事務所 ☎27-1339 ▷国保年金課 年金係 ☎44-1111 (内線1255・1256)

●平賀テニスコートが全面リニューアル

スポーツ振興くじ (toto・BIG) 助成金を受けて改修しました

昨年12月に平賀テニスコートの人工芝改修工事が完了しました。

この工事は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興くじ (toto・BIG) 助成金」を受け、コート全面(6面)の人工芝の張り替えを行ったものです。

平成31年度のオープンは4月5日(金)を予定しております。

リニューアルした人工芝コートをご利用し、テニスを思いっきり楽しんでください。

▶問合せ 平川市運動施設 管理係 ☎43-0660



スポーツくじ



私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。

▶持ち物

- ▷本人確認書類(運転免許証、保険証、個人番号カードなど)
- ▷委任状(委任を受けた方のみ)

▶問合せ 税務課 固定資産税係

●ごみ集積所の利用についてのお願い

最近、通勤途中などに他市町村のごみ集積所にごみを出していると思われるケースが多く見受けられ、そのごみ集積所利用者などから苦情が寄せられております。

ごみを出す際は自宅から最寄りのごみ集積所を利用し、他市町村には絶対に持ち込まないようお願いします。

最寄りのごみ集積所の場所が分からない場合は下記までお問い合わせください。

▶問合せ 市民課 環境衛生係



●土地・家屋の価格などが縦覧できます

固定資産税の納税者の方が所有する土地または家屋について、価格が適正に評価されているかを確認していただくために、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋の価格と比較することができます。

▶期間 4月1日(月)～5月31日(金) ※土・日、祝日を除く。

▶時間 8:30～17:00

▶場所 税務課(本庁舎2階)

▶縦覧できる方

▷固定資産税(土地・家屋)の納税者

▷納税者から縦覧の委任を受けた方

有料広告

4月14日(日)

新学期セール

春の天賞堂は時計が安い!!

天賞堂

時計・貴金属

オール20~50%OFF

現金にて買い取り中!!

金・プラチナ・ダイヤモンド

ご不要になったリング、ネックレス等ご持参下さい

卒業式・入学式にパールが売れています!

弘前市代官町通り
TEL.0172-33-5016

●児童扶養手当

父母の離婚・父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です（所得制限があります）。ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。

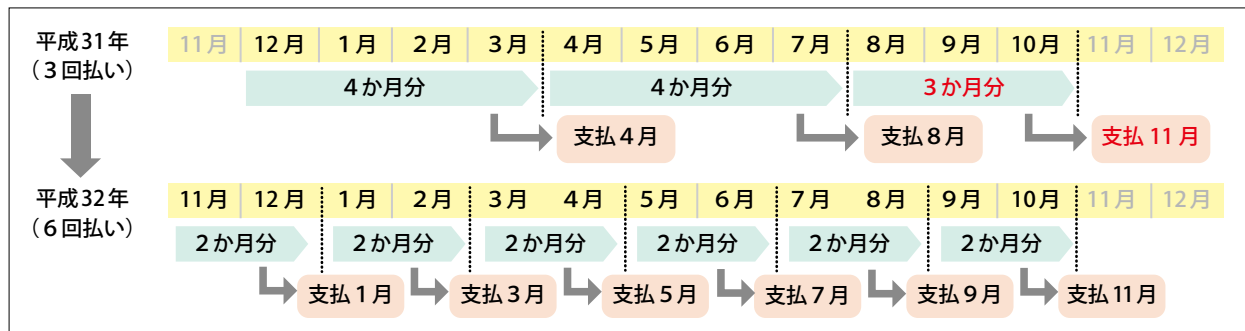
<支給額が4月から変更になります>

対象児童	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人目	月額 42,910円	月額 42,900円～10,120円（所得に応じて）
2人目	上記金額に10,140円加算	上記金額に10,130円～5,070円加算（所得に応じて）
3人目以降 (1人につき)	上記金額に6,080円加算	上記金額に6,070円～3,040円加算（所得に応じて）

※現在受給している公的年金の額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できますので、事前にお問い合わせください。

<支給時期が変更になります>

平成32年1月からは年6回、奇数月に前月までの2か月分が支給となります。 ※平成31年の12月までは、4月・8月・11月に支給。なお、支給時期変更の調整に伴い、平成31年3回目の支払いは8～10月の3か月分となります。



●児童手当

中学校卒業まで（15歳に到達した日から最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の年齢や現況届提出時の所得により決定されます。3歳になったときや新年度となり中学生や高校生になったときなどに支給額が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

※児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者や里親などに支給します。
 ※児童が進学などにより他市町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。

<支給額（児童1人当たり月額）>

※支給月は6月、10月、2月（それぞれ前月分までの手当を支給）。

年齢区分	所得制限未満の方	所得制限以上の方	
3歳未満	15,000円	5,000円	
3歳～小学生	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

※「第3子」とは、高校卒業まで（18歳に達した日から最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

<新・公務員、旧・公務員の方の手続きについて>

公務員は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向したときは、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。



●特別児童扶養手当

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

支給月は4月、8月、11月（それぞれ前月分までの手当を支給）です。

<支給額が4月から変更になります>

障がいの程度が1級の場合	月額52,200円
障がいの程度が2級の場合	月額34,770円

手当に関する詳しい手続きについては、下記までお問い合わせください。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係
 ☎44-1111（内線1151・1152）

高額医療・高額介護合算療養費制度

超過分を払い戻します！

高額医療・高額介護合算療養費制度とは

世帯全員の1年間(毎年8月から翌年7月まで)の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。

※国保・後期高齢者医療制度に加入している方で、支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。

制度のポイント

- 各医療保険における世帯内で、医療および介護の両制度ともに自己負担額を有する世帯が対象となります。
- 70歳未満の方は、1か月の医療費が2万1千円を超えた分、70歳以上の方は、すべての自己負担額が合算対象になります。

算定基準額／平成29年8月～平成30年7月診療分

国民健康保険70歳未満の方

所得区分		基準額
上位所得者	所得901万円超	212万円
	所得600万円超～901万円以下	141万円
一般	所得210万円超～600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険70歳以上の方／後期高齢者医療制度対象者

所得区分		基準額
現役並み所得者	住民税課税所得145万円以上等	67万円
一般	住民税課税世帯で課税所得145万円未満等	56万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の方	31万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で所得が一定以下の方(※1)	19万円

(※1) 世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。または老齢福祉年金受給者等。

申請方法

必要なもの	手続きの流れ
申請書、印鑑、保険証(国保、後期高齢、介護)、通帳(国保の方は世帯主の通帳)、申請者および該当者のマイナンバー(通知カードまたは個人番号カード)	<ul style="list-style-type: none"> ●国保・後期高齢者医療制度に加入している方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係へ申請してください。 ●その他の医療保険に加入している方は、高齢介護課介護保険係窓口へ「自己負担額証明書」を申請し、交付されましたら、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。 ※支給額については、医療保険者・介護保険者それぞれより支給されます。

[問合せ] 国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1252)、高齢介護課 介護保険係 ☎44-1111 (内線1155)

高額療養費外来年間合算制度

年間を通して外来で長期療養を受けている方へ

高額療養費外来年間合算制度とは

1年間(毎年8月から翌年7月まで)の計算期間中

70歳以上

- ・所得区分が一般の方(住民税課税世帯で課税所得145万円未満等)
- ・低所得者(住民税非課税世帯等)の方

外来療養に係る自己負担額の合計が
年間で144,000円を超えた場合

超えた金額
を支給

※月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額

申請方法

国保・後期高齢者医療制度に加入している方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係で手続きをしてください。

必要なもの

申請書、印鑑、保険証(国保、後期高齢)、通帳(国保の方は世帯主の通帳)、該当者のマイナンバー(通知カードまたは個人番号カード)

[問合せ] 国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1252・1257)

有料広告

集まれ! 元気な
60歳
以上の方

平川市シルバー
人材センター **会員募集中!**

家にいるだけじゃもったいない! シルバー人材センターでお仕事
しませんか? 入会、就業内容など、お気軽にご相談ください!

問合せ (公社)平川市シルバー人材センター ☎:0172-44-7318 (公社)青森県シルバー人材センター連合会 ☎:017-732-5757